

議案第41号

コミュニティ住宅の使用料に係る債権の放棄について  
上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

提出者 墨田区長 山 本 亨

コミュニティ住宅の使用料に係る債権の放棄について  
下記のとおり債権を放棄する。

記

- 1 債 権 の 内 容 コミュニティ住宅の使用料（平成11年7月分から平成22年6月分までの使用料の一部）
- 2 債 務 者 相続財産法人
- 3 放棄する債権の額 702万9,710円
- 4 放棄の理由 当事者の死亡等により、回収が困難であるため

（提案理由）

債権の適正な管理を図るため、コミュニティ住宅の使用料に係る債権を放棄する必要がある。